4	(1)　東京都渋谷区神南２－２－１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１－１－２　(427.90)	北緯35度39分56秒９東経139度41分50秒３の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分52秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　東京都渋谷区神南２－２－１　(85.60) (2)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(873.50)	北緯35度39分57秒東経139度41分50秒の地点と北緯36度00分05秒東経139度11分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福井県丹生郡越前町大谷寺84―１　(634.00) (2)　福井県敦賀市横浜105号平野60―25　(657.00)	北緯35度59分45秒東経136度01分56秒の地点と北緯35度44分43秒東経136度07分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　石川県金沢市鞍月１－１　(56.00) (2)　石川県加賀市熊坂町未37―17　(275.00)	北緯36度35分38秒東経136度37分35秒の地点と北緯36度15分41秒東経136度17分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(58.30) (2)　富山県魚津市大字本江村字鷹休場１　(318.60)	北緯36度41分41秒東経137度12分38秒の地点と北緯36度47分32秒東経137度26分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(61.00) (2)　富山県砺波市庄川町隠尾字外山133　(521.00)	北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度34分56秒東経137度01分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(63.00) (2)　富山県黒部市宇奈月町内山字西の谷36　(489.70)	北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度50分29秒東経137度32分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度50分32秒東経137度32分40秒の地点と北緯36度50分39秒東経137度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　富山県富山市呉羽町長谷８　(139.00) (2)　富山県高岡市太田寺谷内69　(199.00)	北緯36度42分07秒東経137度10分12秒の地点と北緯36度47分44秒東経137度01分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度47分54秒東経137度01分28秒の地点と北緯36度48分11秒東経137度01分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　石川県珠洲市若山町洲巻ソ44　(485.00) (2)　石川県珠洲市高屋町63字４　(304.00)	北緯37度25分48秒東経137度09分33秒の地点と北緯37度29分41秒東経137度14分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　石川県七尾市能登島別所町１－６－２　(220.00) (2)　石川県珠洲市若山町洲巻ソ44　(480.00)	北緯37度07分29秒東経136度58分34秒の地点と北緯37度08分46秒東経136度59分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度11分01秒東経137度00分40秒の地点と北緯37度25分43秒東経137度09分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　福井県敦賀市横浜105号平野60―25　(661.60) (2)　福井県小浜市若狭ヲ字１―４　(638.70)	北緯35度44分32秒東経136度07分31秒の地点と北緯35度43分44秒東経136度05分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度42分12秒東経136度02分33秒の地点と北緯35度40分07秒東経135度58分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度36分57秒東経135度51分29秒の地点と北緯35度36分14秒東経135度49分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度33分56秒東経135度45分06秒の地点と北緯35度33分27秒東経135度44分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　岐阜県高山市久々野町渚牛牧国有林1297り林小班　(1484.00) (2)　岐阜県高山市国府町瓜巣古峠国有林232は林小班　(1497.00)	北緯36度01分31秒東経137度14分15秒の地点と北緯36度10分29秒東経137度07分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　岐阜県高山市国府町瓜巣古峠国有林232は林小班　(1497.70) (2)　岐阜県高山市荘川町黒谷690―４　(1245.70)	北緯36度10分28秒東経137度07分18秒の地点と北緯36度00分55秒東経137度00分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　愛知県岡崎市石原町字闇苅　(794.00) (2)　愛知県豊田市稲武町井山１－９　(1210.00)	北緯34度55分13秒東経137度25分08秒の地点と北緯35度11分04秒東経137度34分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　愛知県岡崎市石原町字闇苅　(794.00) (2)　愛知県田原市浦町蔵王１―46　(271.20)	北緯34度55分07秒東経137度25分04秒の地点と北緯34度47分03秒東経137度19分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度43分47秒東経137度17分32秒の地点と北緯34度41分08秒東経137度15分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域